

育児休業認定の運用変更にかかるQ&A（保育認定）

No.	質問	回答
1	なぜ育児休業での継続利用を認めることにしたのですか。	昨今の社会情勢や入所希望者の動向、施設整備の状況を総合的に勘案し、生み育てやすい環境を整えることを目的として運用を見直すこととしました。
2	いつから育児休業での継続利用が認められますか。	令和6年5月利用分から継続利用が可能となります。
3	育児休業での継続利用をするにあたって条件はありますか。	保護者の産休・育休取得前の就労状況について、1カ月64時間以上労働することが常態であったことが条件となります。
4	両親ともに育児休業を取得する場合でも継続利用が認められますか。	継続利用できます。 ただし、両親ともに産休・育休取得前の就労状況について、1カ月64時間以上労働することが常態であったことが条件となります。
5	専業主婦で、妊娠・出産要件で保育利用している場合も継続利用の対象となりますか。	継続利用の対象とはなりません。
6	子どもの対象年齢は何歳からですか。	0歳児から5歳児までの、保育利用を開始している全てのお子さんが対象となります。なお、育児休業の対象となるお子さんは入所対象外となります。
7	育児休業要件での継続利用には、どのような手続きが必要ですか。	オンラインで保育認定の変更申請が必要です。その際、育児休業取得期間が分かる就労証明書の添付が必要となります。 申請期間は妊娠・出産要件の認定期間終了月の1日～10日までとなります。
8	育児休業要件での認定期間はいつまでとなりますか？	取得予定の育児休業期間終了日が属する月の末日まで入所可能です。
9	当初に取得した育児休業期間が延長となった場合、在園期間を延長することは可能でしょうか。	可能です。認定期間が切れる前に、認定期間の変更申請をしてください。その際、延長した育児休業期間の就労証明書が必要です。
10	育児休業要件で利用する場合、保育時間はどうなりますか。	短時間保育（上限8時間まで）での認定となります。
11	育児休業要件で保育施設利用中に、転園の申込みは可能ですか。	転園申込みも可能です。
12	令和5年度より前に妊娠出産要件で入所しましたが、育児休業取得時に退園となりました。現在も育児休業取得中ですが、いつから保育施設の利用申込みができますか。	令和6年5月利用分からの運用の見直しのため、質問のケースのように既に退園している場合には、復職のタイミングでの利用申込みとなります。
13	No.12の場合で、育児休業期間中に認可外保育施設を利用しているかどうかによって利用申込みに影響はありますか。	認可外保育施設の利用にかかわらず、保育施設への利用申し込みは復職のタイミングとなります。保育施設に入所できた月と同月に復職することを条件に申し込みが可能です。

No.	質問	回答
14	今まで保育施設を利用していませんが、育児休業を要件とした保育施設等への新規申込みはできますか。	育児休業を要件とした新規申込みはできません。復職のタイミングでの利用申込となります。ただし、育児休業期間中であっても疾病、看護など他の保育要件に該当する場合は申込可能です。
15	現在、保育施設を利用している子どもについて、きょうだい児の育児休業の取得に伴い、退園させることができますか。	退園しご家庭での保育をしていただくことも可能です。
16	No.15のとおり育児休業取得に伴い退園した場合、次回の入所選考時に点数の加点はありますか。	きょうだい児の育児休業の取得に伴い、市内の保育施設を自主的に退所したお子さんについては、復職時に再度利用を希望する場合、優先入所の対象となります。（優先入所の対象であって入所をお約束するものではありません。）
17	過去に保育施設の利用はありませんが、現在育児休業を取得しており、年度内に復職を予定しています。復職予定日より早い月から入所申請することは可能ですか。（例：7月10日に復職予定で、5月1日入所を希望）	復職予定月からの入所となります。 （例の場合、7月1日から入所可能）
18	育児休業要件で保育施設を利用していますが、育児休業を取得している事業所を退職した場合はどうなりますか。	退園となります。 ただし、その保護者が他の要件（疾病、看護等）に該当する場合は、要件変更の上、継続して利用していただけます。
19	育児休業での継続の適用開始はなぜ令和6年5月からなのですか。	令和6年4月1日の年度当初からの入所選考は、既に概ね終了していること、また、保護者への周知等の準備期間を考慮した際に最短で実施できる時期として、令和6年5月から実施することとしました。
20	認可外保育施設や預かり保育等の利用についても、保育認定と同様に育児休業要件での無償化認定が認められますか。	妊娠・出産要件で無償化の認定を開始したお子さんについても、保育認定と同様の条件で、育児休業取得後も無償化認定を受けることができます。
21	妊娠・出産要件から育児休業要件への無償化認定の変更には、どのような手続きが必要ですか。	オンラインで無償化認定の変更申請が必要です。その際、育児休業取得期間が分かる就労証明書の添付が必要となります。申請日以前に遡って認定することはできませんので、ご注意ください。 申請期間は妊娠・出産要件の認定期間終了月の1日～10日までとなります。